

兵庫県公報

令和7年12月26日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第102条」を「第103条」に改める。

第100条中「(報告書等の保存及び閲覧)」を「(報告書等の保存及び閲覧等)」に改め、「監査意見書」の下に「(以下「支部報告書等」という。)」を加える。

第102条の次に次の1条を加える。

(支部報告書等の写しの交付)

第103条 政党助成法第32条（報告書等の保存及び閲覧等）第5項の規定により、支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、別記第66号様式による交付請求書によって、県委員会に請求しなければならない。

2 県委員会は、前項の交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 県委員会は、政党助成法第32条第5項の規定による支部報告書等の写しの交付の請求（以下「交付請求」という。）を受けたときは、当該交付請求のあった日から起算して15日以内に、当該交付請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、交付請求のあった日から起算して60日（第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次項において同じ。）を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 交付請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該交付請求がされた日から起算して60日以内にそのすべてについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該交付請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの支部報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は同項に規定する期間内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの支部報告書等について第3項の規定による交付をする期限

6 第101条第6項の規定は、政党助成法施行令第7条第1項の規定の写しの交付の方法について準用する。

別記第65号様式の次に次の様式を加える。

第66号様式（支部報告書等の写しの交付請求書）

支部報告書等の写しの交付請求書

令和何年何月何日

兵庫県選挙管理委員会委員長様

請求者 住所又は居所

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

（電話 ）

政党助成法第32条第5項の規定により、次のとおり支部報告書等の写しの交付を請求します。

写しの交付の請求に係る政党の支部の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がされた年			
交付の実施の方法	手交・送付		
※交付年月日	※交付枚数	※手数料額	※備考
	枚	円	

注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。

2 「交付の実施の方法」欄は、希望する交付の実施の方法の区分を○印で囲んでください。

3 ※の欄は、記入しないでください。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。